

生	00	01	3年
(令和8年3月末まで保存)			

生 企 第 2 3 3 号
令 和 4 年 1 2 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進について
SNSに起因して犯罪被害にあった児童数は高水準で推移しており、未成年者誘拐をはじめとした重要犯罪被害への発展も後を絶たない。

こうした状況に対応するため、これまで、「SNSに起因する子供の性被害等防止のための広報啓発活動の推進について」(令和4年5月27日付け生企第75号。以下「旧通達」という。)により、児童の保護を図ってきたが、SNS上の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みの種類は多岐にわたっており、より一層適切に対応していくため、旧通達を改正することとしたので、下記のとおり効果的な推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 注意喚起・警告活動の実施要領

(1) 実施主体

警察本部生活安全企画課とする。

(2) 対象とするSNS

Twitterとする。

(3) サイバーパトロール

Twitterを検索して、児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(4) 対象とする書き込み

次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロフィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 児童と思料される者による書き込み

(ア) 児童と誘引者が対面する類型の書き込み

児童買春や対価交際等の相手方を求めていると認められるもの、家出を企図する児童が宿泊先の提供を求めていると認められるものなど、児童と誘引者が対面した上、性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

(イ) 児童と誘引者が対面しない類型の書き込み

児童ポルノ画像や着用済み下着の販売等、児童と誘引者が対面することはないものの、当該書き込みに起因して性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

イ 児童の性被害等を誘引していると思料される者による書き込み
誘引者による児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

ウ 地域性

書き込み内容から、本県警察の管轄区域内の地域性を有することが明白な書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

(5) 注意喚起・警告の実施

ア 対象とする書き込みについては、速やかに、当該書き込みに対して、生活安全企画課保有のアカウントを活用し、同課が注意喚起・警告用の投稿文を返信の上、注意喚起・警告用の画像を貼付すること。

なお、注意喚起・警告用の投稿文及び画像は、別添1及び2のとおりである。

イ 投稿文の返信に当たっては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いての投稿は行わないこと。

2 ボランティア等と連携した効率的なサイバーパトロールの実施

本活動に当たっては、例えば対象とする書き込みの発見と警察への通報を青森県サイバーボランティアに依頼する等、効率的な実施に努めること。

3 注意喚起・警告活動実施中に児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合の措置

注意喚起・警告活動中に、児童が重大な事件に巻き込まれるおそれのある書き込みや自殺予告事案など児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合は、関係部門と連携して運営事業者に緊急開示要請する等の調査を行うとともに、関係通達等に基づいて人命保護のための緊急の対処を開始すること。

4 その他

SNSの利用に当たっては、「警察情報システム及び管理対象情報の取扱要領について」（令和4年3月24日付け情管第72号）において定められる、約款による外部サービスの取扱いに係る規定を遵守の上、適切な運用に努めること。

担当：生活安全企画課少年事件係

別添 1

○ 児童と思料される者用

<p>ぴったり相談窓口 あなたにぴったりの 相談窓口へのご案内をサポート</p>  <p>STOP! 子供の性被害</p> <p>警察庁</p>	<p>絶対に許すな 子供への性犯罪</p> <p>児童買春や児童ポルノの製造等の 子供への性犯罪は、 子供の人権を著しく侵害する 極めて悪質な行為です。</p>  <p>18歳未満の子供に対する性犯罪は、 常に子供からの同意があったとしても 重く罰せられます。 また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん、 所持しているだけでも犯罪の対象となります。</p> <p>児童買春 児童ポルノ JKビジネス</p> <p>STOP! 子供の性被害</p> <p>unicef 青森県警察 ECPAT / STOP Japan</p>
--	--

○ 児童の性被害等を誘引していると思料される者用

**絶対に許すな
子供への性犯罪**

児童買春や児童ポルノの製造等の
子供への性犯罪は、
子供の人権を著しく侵害する
極めて悪質な行為です。



18歳未満の子供に対する性犯罪は、
常に子供からの同意があったとしても
重く罰せられます。
また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん、
所持しているだけでも犯罪の対象となります。

児童買春
児童ポルノ
JKビジネス

STOP! 子供の性被害

unicef 青森県警察 ECPAT / STOP Japan